

2019年3月1日

新橋駅東口地区再開発予定区域の権利者の皆様



「新橋駅東口地区再開発協議会 第3期役員募集のお知らせ」

拝啓 平素は当協議会の活動に格段のご理解・ご協力を賜り心より御礼申し上げます。お蔭様をもちまして当協議会も2019年4月24日に第2期の定期総会を開催する運びとなりました。

さていよいよ次期（第3期）は、準備組合の設立という大きな節目を迎えますが、乗り越えるべきハードルは多く高いものであり、役員への責任は重大であります。そこで次期は、責任をもって役員業務が遂行できるとともに先頭に立って行動・活動できる役員を新たに募集したいと考えます。加えて、弁護士・不動産鑑定士・公認会計士・税理士・行政書士などの公的資格を保有される方にもご応募いただければと考えております。

つきましては、次期役員候補に応募いただける方は、再開発協議会事務局宛にメール又はお電話でお申込み下さい（宛先は文書最後尾記載）。お申込者には折り返し役員候補応募用紙を送付させていただきますので事務局宛にメール又はFAXにてご提出ください。応募用紙ご提出期限は2019年3月18日（月）までとさせていただきます。

なお役員候補者は、下記「募集要項（ガイドライン）」に該当される方のみとなりますので、熟読のうえ応募いただけますようお願い申し上げます。

敬具

記

募集要項（理事候補の資格に関するガイドライン）

- 1) 再開発協議会設立2017年3月29日以前から再開発予定区域内に所有権（区分所有者含む）又は借地権（区分借地権を含む）を保有する個人及び法人で、同協議会へ入会済（加入届ハガキ提出者）の方。
但し、公的資格を保有する個人又は法人の取締役以上の方は、協議会設立日以降に所有権又は借地権を取得された方であっても応募できるものとする。
- 2) 役員資格は、権利者が個人の場合は必ず権利者本人とする。法人の場合は代表取締役又は代表取締役に指名された同社役職員とする。但し法人の場合、代表取締役が応募したときは緊急時の理事会・部会欠席の対応として1名に限り取締役以上の業務代行者を指名することが出来る。
- 3) 今回の募集にあたっては利益相反という項目に注意を払い、役員応募資格を有する権利者であっても、現在の事業協力者（ゼネコン）や今後予定されている参加組合員予

定者（デベロッパー）等の当再開発において今後実施される入札・コンペ等への参加を事業主体となって予定される企業及びその関連会社からの応募は認めないものとする。

- 4) 準備組合設立に向けての諸業務や所轄官庁・交通事業者との協議などのスピードアップのために作られる各部会のいずれかに必ず加盟し活動していただくため、理事会（現在は原則、最終水曜日の午後3時から5時まで毎月1回開催）や部会に必ず出席できること。欠席状況によっては役員資格喪失の場合もある。

役員決定方法及びスケジュール

応募締切日（2019年3月18日）後、現在の会長・副会長の4名にて上記ガイドラインに基づき書類審査、及び必要に応じヒアリング等を行い役員候補者を選考し、3月27日の現理事会に選考理由・選考結果を報告。理事会決議を取得し4月24日の総会に上程する。

役員募集の定員と任期

定数は、理事15名以上18名以内、監事2名とする。

任期は、来期1年間（2019年5月1日～2020年4月30日予定）とする。但し準備組合が設立されたときは、準備組合の設立をもって任期満了とする。

ブロック別役員数の内訳（案）

再開発区域を新橋2丁目町会（外堀通り沿い3ブロック）・新橋駅前ビル自治会（1ビル2ビルの2ブロック）・東新橋1丁目町会（三角地帯）の3ブロックに分けたうえで、各ブロックから選出すべき最低人数の定数を2丁目ブロック5名以上・駅前ビルブロック8名以上・東新橋ブロック2名以上の15名以上とする。但し、応募者が各ブロックの定数に満たなかった場合には別ブロックからの補充が出来るものとする。

以上

ご応募窓口・お問い合わせ

〒105-0004

東京都港区新橋2-20-15

新橋駅前ビル管理組合法人内

新橋駅東口地区再開発協議会 事務局

TEL : 03-3573-2131 FAX : 03-3573-2135

メールアドレス info@shinbashi-east2022.com

（協議会ホームページ内お問い合わせフォームからもお問い合わせ頂けます。）

入会ご希望の方は、上記事務局にお問い合わせのうえ、加入届ハガキをご請求ください。

役員候補者立候補届

新橋駅東口地区再開発協議会 御中

私は、新橋駅東口地区再開発協議会の第3期役員に、立候補することをここに届け出ます。

法人名又は個人名	印
法人の場合・代表者又は 担当役員名(役職氏名)※1	
連絡先住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
当地区内に所有されている 土地建物の所在(地番)	土地： 建物：
保有資格 ※2	弁護士・不動産鑑定士・公認会計士・税理士・行政書士・ ほか()

◎注意事項

1. ※1 代表取締役自身が役員に立候補される場合は代表取締役名を、代表取締役に指名された方(同社役職員)が役員に立候補される方はその方の所属部署・役職・氏名をご記入ください。個人の方はこの欄の記入は必要ありません。
2. ※2 公的資格を保有されている方は、該当の保有資格に丸印または、()内に資格名をご記入下さい。
3. 役員立候補者で、当協議会へ未加入の方は、加入届ハガキを事務局宛にご提出ください。
4. 2019年3月18日(月)までに、事務局へメール・FAX・郵送(当日必着)・持参(当日17時まで)のいずれかの手段でご提出ください。

協議会使用欄

チェック		会長印	整理番号	事務局受理